一宮市食育推進協力店登録事業実施要領

（事業の目的）

第１　食育や健康に関する情報を提供する施設、並びに栄養成分表示を実施する施設を「食育推進協力店」として登録し、市民の食育や生活習慣病予防を中心とした健康づくりに資することを目的とする。

（対象施設）

第２　対象施設は、飲食店、給食施設食堂等、スーパーマーケット・コンビニエンススト

ア等小売店、その他飲食物を取り扱う店舗とする。

（事業内容）

第３　事業は、次に掲げる内容とする。

（１）食育推進協力店の登録

食育推進協力店として取り組む施設をその申請により次の区分名称で登録する。

登録後、市が実施内容の確認を年１回行う。

１）情報提供のお店

市が発行する健康や食生活、食育に関するリーフレットや冊子等を利用者に提供する施設とする。

２）栄養成分表示のお店

提供、販売する飲食物に対し食事バランスガイドを用いるなど栄養成分を表示する施設とする。

（２）食育推進協力店の普及啓発の実施

市は、次の事業を実施するものとする。

１）情報提供

市ウェブサイトへの掲載及び配布物等により市民への情報提供を行う。

２）施設に対する相談・支援

食育推進協力店に栄養全般に関する相談及び対象施設の栄養成分表示に向けた支援を行う。

（３）食育推進協力店の連携・ネットワークづくり

食育推進協力店の連携を推進することにより市民の健康づくりや食育を推進する。

（実施主体）

第４ 本事業の実施主体は一宮市とする。

（その他）

第５ この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

付　則

この要領は、２０２５年２月４日から施行する。